

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（43歳）は、大学卒業後に14年勤めた会社を2017年3月末日に退職し、個人事業主として独立した。現在、事業は軌道に乗り、収入は安定している。

Aさんは、最近、公的年金制度について理解したうえで、老後の収入を増やすことができる各種制度を利用したいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

（1）Aさん（43歳、個人事業主）

・ 1980年7月18日生まれ

・ 公的年金加入歴： 下図のとおり（60歳までの見込みを含む）

なお、20歳から22歳の大学生であった期間（33月）は国民年金の学生納付特例制度の適用を受けており、その期間の保険料については追納していない。

20歳	22歳	36歳	60歳
国民年金 学生納付特例期間 (33月)	厚生年金保険 被保険者期間 (168月) 平均標準報酬額：30万円	国民年金 保険料納付済期間 (279月)	
2003年4月		2017年4月	

（2）妻Bさん（41歳、会社員）

・ 1982年12月8日生まれ

・ 公的年金加入歴： 20歳から22歳の大学生であった期間（28月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、22歳から現在に至るまでの期間は厚生年金保険に加入している。
また、65歳になるまでの間、厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※Aさんと妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2023年度価額）を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、計算にあたっては、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）

（ ① ） 円

2. 老齢厚生年金の年金額

（1）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

（ ② ） 円

（2）経過的加算額（円未満四捨五入）

（ ③ ） 円

（3）基本年金額（上記「（1）+（2）」の額）

□□□円

（4）加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）

（5）老齢厚生年金の年金額

（ ④ ） 円

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$795,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝①＋②

① 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{2003年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{2003年4月以後の被保険者期間の月数}$$

ii）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,657円×被保険者期間の月数
1961年4月以後で20歳以上60歳未満
の厚生年金保険の被保険者期間の月数
－795,000円× $\frac{\square}{480}$

iii）加給年金額＝397,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

正解

20歳	22歳	36歳	60歳
国民年金 学生納付特例期間 (33月)	厚生年金保険 被保険者期間 (168月) 平均標準報酬額：30万円	国民年金 保険料納付済期間 (279月)	
2003年4月		2017年4月	

④ 276,368 (円)

老齢基礎年金

20歳から60歳までの40年間（480月）のうち、学生納付特例期間33月が未納になっているので

$$795,000円 \times \frac{480 - 33}{480} = 740,343.75円 \rightarrow \text{①} 740,344円$$

報酬比例部分

2003年3月以前の期間は無い。

$$30万円 \times \frac{5.481}{1,000} \times 168月 = 276,242.4円 \rightarrow \text{②} 276,242円$$

経過的加算

$$1,657円 \times 168月 - 795,000円 \times \frac{168}{480} = \text{③} 126円$$

加給年金

要件の一つに「勤務期間が20年以上」とあるが、Aさんは満たしていないので加給年金の対象にならない。

厚生年金の合計は

$$\text{報酬比例部分} 276,242円 + \text{経過的加算} 126円 = \text{④} 276,368円$$

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度等の各種取扱いについて説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんは、国民年金の付加保険料を納付することができます。仮に、Aさんが月額400円の付加保険料を180月納付し、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に付加年金として年額36,000円が上乗せされます」
- ② 「老齢基礎年金および老齢厚生年金は、繰下げ支給の申出により、繰り下げた月数に応じて増額された年金を受給することができます。Aさんの場合、65歳1カ月以降に繰下げ支給の申出をすることができ、その増額率は、繰り下げた月数に応じて最小で0.7%、最大で84.0%となります」
- ③ 「小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要な資金を準備しておくための制度です。支払った掛金が所得控除の対象になることはメリットですが、契約者本人の都合で任意に解約ができないことに注意が必要です」

正解

○①

×② 繰り下げは66歳以降75歳まで。したがって最小は1年分の8.4%である。

×③ 契約者本人の都合で任意に解約ができる。その場合、受け取った額に対して退職所得とはできず、一時所得扱となる。また、掛け金は必要経費とできず(*)、全額が一時所得扱いとなるので税金が多くなる。

(*) 掛け金支払い時に全額が所得控除となったため。民間の保険ならば所得控除の上限があるため、支払った保険料等は一時所得の必要経費として控除できる。

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、国民年金基金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。加入は口数制となっており、1口目は、保証期間のある（①）年金A型と保証期間のない（①）年金B型のいずれかの給付の型を選択します。2口目以降は、2種類の（①）年金と5種類の□□□年金のなかから選択することができます。掛金の額は、加入者が選択した給付の型や口数、加入時の年齢等で決まり、掛金の拠出限度額は月額（②）円です。なお、国民年金基金に加入している間は、国民年金の付加保険料を納付することができません。

国民年金基金の給付には、老齢年金のほかに遺族一時金があります。遺族一時金は、加入員が年金を受け取る前に死亡した場合などに、その遺族に対して支払われます。遺族が受け取った遺族一時金は、（③）」

〈語句群〉

- イ. 12,000 ロ. 23,000 ハ. 30,000 ニ. 68,000 ホ. 70,000
ヘ. 確定 ト. 有期 チ. 終身
リ. 所得税の課税対象となります ヌ. 相続税の課税対象となります
ル. 所得税と相続税のいずれの課税対象にもなりません

正解

1口目は、保証期間のある（①チ終身）年金…

掛金の拠出限度額は月額（②ニ68,000）円

遺族が受け取った遺族一時金は、（③ル. 所得税と相続税のいずれの課税対象にもなりません）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（30歳）は、将来に向けた資産形成のため、株式や債券への投資による資産運用を考えている。株式については同業種の上場会社であるX社とY社の株式に、債券については上場会社であるZ社の社債に興味を持ったが、実際に投資する前に、投資指標や売買等に係る税金について理解しておきたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈X社およびY社に関する資料〉

・財務データ

（単位：百万円）

	X 社	Y 社
資 産 の 部 合 計	310,000	470,000
負 債 の 部 合 計	60,000	180,000
純資産の部合計	250,000	290,000
売 上 高	180,000	360,000
営 業 利 益	20,000	34,000
経 常 利 益	21,000	35,000
当 期 純 利 益	17,000	24,000
配 当 金 総 額	6,300	7,000

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

・株式に関する情報

X 社：株価1,500円、発行済株式数 1 億8,000万株、1 株当たり年間配当金35円

Y 社：株価2,400円、発行済株式数 1 億株、1 株当たり年間配当金70円

〈Z社債に関する資料〉

・購入価格：99.30円（額面100円当たり）

・表面利率：0.55%

・利払日：年2回

・残存期間：4年

・償還価格：100円（額面100円当たり）

※Z社債は、特定公社債に該当する。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、《設例》のデータに基づいて、株式の投資指標について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「X社およびY社のROEはいずれも8%を上回っています。一般に、ROEが高い会社ほど、自己資本の効率的な活用がなされていると判断することができます」
- ② 「X社株式およびY社株式のPBRはいずれも1倍を下回っています。一般に、PBRが低いほど株価は割安と判断されますが、PBRが1倍を大きく下回る株式は、その企業の資本収益性や成長性に対する投資家の評価が低い可能性があります」
- ③ 「配当性向は、X社のほうがY社よりも高くなっています。一般に、配当性向が高いほど、株主への利益還元の度合いが高いと考えることができます」

正解

×①

$$X社のROE = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本(純資産)}} = \frac{17,000}{250,000} = 6.8\%$$

$$Y社のROE = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本(純資産)}} = \frac{24,000}{290,000} = 8.3\%$$

×②

$$X社のPBR = \frac{\text{株式時価総額}}{\text{自己資本(純資産)}} = \frac{1,500\text{円/株} \times 1\text{億}8000\text{万株}}{250,000\text{百万円}} = 1.08\text{倍}$$

$$Y社のPBR = \frac{\text{株式時価総額}}{\text{自己資本(純資産)}} = \frac{2,400\text{円/株} \times 1\text{億株}}{290,000\text{百万円}} = 0.83\text{倍}$$

○③

$$X社の配当性向 = \frac{\text{配当総額}}{\text{当期純利益}} = \frac{6,300}{17,000} = 37\%$$

$$Y社の配当性向 = \frac{\text{配当総額}}{\text{当期純利益}} = \frac{7,000}{24,000} = 29\%$$